

1 カ月以上の湛水管理を行う農業者の皆様へ

令和5年11月1日制定

成田市農業再生協議会

○水田活用の直接支払交付金における湛水ルールについてお知らせします。なお、今後の国の方針などにより運用が変更される可能性があることをご了承ください。

1. 湛水の実施方法

①水深等の基準

- ・ 水稲作付けの場合と同等としてください。

②湛水の実施期間

- ・ 湛水状態が持続される期間を1カ月以上とします。
- ・ 「1カ月」の考え方は具体的に示されていないため、最低でも31日以上湛水状態を持続させてください。
- ・ 実施時期に具体的な指定はありません。
- ・ 天水による湛水は認められません。

③部分的な水張りについて

- ・ ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は認められません。

裏面もご覧ください

2. 湛水の確認方法

- ・ 農業者は湛水管理をしたことが分かる写真のご提出をお願いします。
- ・ 写真は1筆ごとに、湛水開始時期に1回、湛水終了時期に1回撮影してください。
※開始時期と終了時期を最低31日以上空けてください。
- ・ 湛水中のほ場全体が写るように撮影してください。
- ・ 写真には撮影年月日が印字又は写り込むように撮影してください。
- ・ 写真の裏面には耕作者氏名とほ場の地名地番を記載してください。

3. 連作障害による収量低下が発生していないことの確認

①湛水実施後の直近の収量が前年度より低下した場合

- ・ 農業者が連作障害であると判断した場合は、農政課までご連絡をいただき、実施した湛水は無効とさせていただきます。
- ・ 農業者が連作障害でないと判断した場合は、収量低下の理由を整理し、その根拠書類を翌年度から5年間は保管をお願いします。

②収量低下の根拠書類について

- ・ 関東農政局長等から求められた際には提出をしていただきます。不適と判断され場合には、交付金の返還や交付対象外水田に位置付けられる等の措置が取られる場合がありますのでご承知おきください。

【問い合わせ先】

〒286-8585 成田市花崎町760
成田市経済部農政課水田営農係
TEL：0476-20-1541